

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2023年7月）

日 時： 2023年7月25日（火）～27日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 傳田 陽一

IASB 会議（2023年7月）傍聴報告

日時：2023年7月25日（火）～27日（木）

スケジュール：別紙参照

2023年7月25日～27日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。7月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 動的リスク管理
- 企業結合 — 開示、のれん及び減損
- 維持管理及び一貫した適用
- 基本財務諸表
- 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
- 持分法
- 引当金
- 採掘活動

【7月25日（火）】

動的リスク管理

（背景）

IASBは、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（DRM））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRMの会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

IASBは、本プロジェクトの計画及び2019年7月のIASBボード会議までの暫定決定に基づくDRMコア・モデルの評価に関して作成者へのアウトリーチ（2020年10月から2021年2月にかけて実施）を実施し、2022年5月のIASBボード会議より、DRMモデルの仕組みの精緻化（すなわち、どの金額を認識しそれを財務諸表においてどこで認識すべきか）を図っている。

現在提案されているDRMモデルでは、企業がリスク管理している期間にわたり適格な金融資産、金融負債及び将来の取引に基づくポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを基に正味の金利リスク・ポジション（現在の正味オープン・リスク・ポジション）を決定し、企業のリスク管理戦略に基づいて決定された金利改定リスクを軽減する程度（リスク軽減の意図）に沿ってベンチマーク・デリバティブを構築することとされ、その上でヘッジ手段である指定デリバティブによるリスク軽減の達成状況を会計処理に反映していくものとされている。

2022年7月のIASBボード会議では、本プロジェクトのプロジェクト計画案について議論がなされ、DRMモデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序に関して議論が行われている。当該トピックは次のとおりである。

- 適格項目と現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定
- パフォーマンス評価と事後的なDRM調整の解消
- 目標プロファイルと企業のリスクマネジメント戦略との整合性
- リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築
- 指定デリバティブ
- その他の検討事項

● 表示及び開示の要求事項

上記の適格項目と現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定に関して、金融資産及び金融負債を正味オープン・リスク・ポジションに含めるための適格要件は、2018年2月及び2018年4月にIASBにより暫定的に合意されているものの追加の課題が識別されており、例えば、2022年11月及び2023年2月のボード会議において、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり、契約上のキャッシュ・フローがSPPIの要件（金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。）を満たしFVOCIで測定する金融資産はDRMモデルにおける指定に適格であるが、資本（指定された資産から指定された負債を控除した残額）及びFVPLで測定する金融資産は適格ではないと暫定的に決定された。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、本プロジェクトについて、次のことを議論した。

- 企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するための適格要件並びに複数の通貨で表示されている金融資産及び金融負債を同じDRMモデルにおいて指定できるかどうか
- 非線形デリバティブ（金利オプションなど）及び「オフマーケット」デリバティブ（当初指定時に公正価値がゼロでないデリバティブ）はDRMモデルにおいて指定したデリバティブとするのに適格かどうか

（主な暫定決定事項）

現在の正味オープン・リスク・ポジションにおけるヘッジされているエクスポージャーの指定

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 異なる通貨で表示されている基礎となる金融資産及び金融負債を別々のDRMモデルに配分するという要求は、引き続き必要である。
- b. 企業は、企業のリスク管理戦略と整合するならば、ヘッジ対象エクスポージャーを現在の正味オープン・リスク・ポジションに含めることが認められる。DRMモデルにおいて、「ヘッジ対象エクスポージャー」とは、IFRS第9号「金融商品」を適用する際にヘッジ会計関係において指定されているヘッジ対象とヘッジ手段の組合せを指す。

指定されるデリバティブ

IASBは、非線形デリバティブ（正味の売建オプションを除く）は、その使用が企業のリスク管理戦略と整合する場合には、指定したデリバティブとするのに適格となると暫定的に決定した。

IASBはまた、オフマーケット・デリバティブは、その使用が企業のリスク管理戦略と整合する場合には、指定したデリバティブとするのに適格となることも暫定的に決定した。しかし、当初の指定の日の後に生じる公正価値変動のみが、DRM調整を測定する際に考慮される。

（今後の予定）

IASBはプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損

（背景）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下、本項目において「DP」という。）を公表し、寄せられたフィードバックへの対応について再審議を行っていた。その後、2022年9月から12月にかけて、優先検討事項としていた、企業結合に関する開示及びのれんの償却の再導入に対するスタンスが暫定的に決定されるとともに、2022年12月に本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加した。

本プロジェクトは、合理的なコストで企業結合に関する、より有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的としており、IASBは具体的に以下の点を検討している。

- a. 企業結合に関する開示要求の詳細
- b. のれんを含んだ資金生成単位についてのIAS第36号「資産の減損」（以下「IAS第36号」という。）における減損テストの有効性の改善、及び適用の簡素化についての予備的見解

上記bの減損テストの有効性の改善について、IASBはDPにおいて、主に減損損失の認識が遅れる理由とされるシールドイングに対処するため、ヘッドルーム・アプローチ（資金生成単位の回収可能価額の減少の全部を未認識のヘッドルームに最初に配分するのではなく、少なくともその一部を取得のれんに帰属させる減損テスト）を検

討した結果、合理的なコストで、IAS 第 36 号の減損テストよりも著しく有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではないという予備的見解を示していた。

2023年5月のボード会議において、予備的見解を維持し、合理的なコストで、IAS 第 36 号の減損テストよりも著しく有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではないと暫定的に決定した。また、同ボード会議では、異なる減損テストの設計に関する議論とは別に、DP の回答者から寄せられた減損テストの有効性を改善するための提案のうち、IASB スタッフが追加で検討することができると判断した提案（主に IAS 第 36 号の要求事項の明確化や情報開示の追加など）が示されていた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことを議論した。

- のれんを含んだ資金生成単位の減損テストに関しての IAS 第 36 号の変更
- IFRS 第 3 号について提案している開示要求のパッケージの諸側面

（主な暫定決定事項）

減損テストの有効性

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- IAS 第 36 号の第 80 項(a)における「のれんを内部管理目的で監視している」を「のれんに関連した事業を内部管理目的で監視している」に置き換える。
- 第 80 項(a)について提案する新しい文言の意味を、のれんに関連した事業を「監視する」ことが何を意味するのかについての限定的な明確化を示すことによって明確化する。
- IAS 第 36 号の第 80 項(b)における「事業セグメント」は、第 80 項(a)を適用する際に減損テストにおいて企業が使用することのできる最も高いレベルを示すことを意図したものである旨を明確化する。
- IAS 第 36 号がのれんを資金生成単位又は資金生成単位のグループに配分することを企業に要求している理由を明確化する。
- 減損テストの有効性に関して、DP に対するコメント提出者からのその他の提案については、追加の対応は行わない。

IASB は、のれんを含んだ資金生成単位が含まれている報告セグメントの開示を企

業に要求することを暫定的に決定した。

IASB はまた、経営者が事後の業績の開示の目的で「戦略的に重要な」企業結合を監視することと、経営者が減損テストの目的でのれんに関連した事業を監視することとの相違を説明することも暫定的に決定した。

特定の種類の企業に対する開示要求

IASB は、今後公表する IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」を、公表後に、期待されるシナジーに関する定量的情報を開示することを適格な子会社に要求するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。これは、「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトにおいて、IFRS 第 3 号を適用する企業について提案しているのと同じ免除の対象となる。

IASB はまた、完全版の IFRS 会計基準を適用する非上場企業には、企業結合の事後の業績に関する情報の開示の免除を提供しないことも暫定的に決定した。

(今後の予定)

IASB は、次のことについて暫定的な決定を行う。

- a. 当プロジェクトと今後公表する IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」の相互関係の他の諸側面
- b. どのような経過措置を提案するか
- c. 提案のパッケージがプロジェクトの目的を満たすかどうか
- d. 提案を示した公開草案を公表するかどうか

維持管理及び一貫した適用

一部のフィジカル電力購入契約に対する自己使用の例外の適用 — IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正の可能性の検討

(背景)

今回の IASB ボード会議では、IFRS 解釈指針委員会の 2023 年 6 月会議についてのアップデートを受け、企業が IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における自己使用の例外を電力購入契約（以下「PPAs」という。）にどのように適用するのかに関する潜在的な狭い範囲の基準設定プロジェクトについて議論した。

2023年6月のIFRS解釈指針委員会では、企業がIFRS第9号における自己使用の例外を再生可能エネルギーの引渡しに係るフィジカルPPAsにどのように適用するかを明確化するための狭い範囲の基準設定プロジェクトにIASBが取り組むことが提案された。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、このようなプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうか、また、追加する場合、当該プロジェクトの範囲及び優先度はどのようになり得るのかについて議論した。IASBはまた、バーチャルPPAsの会計処理に関しての利害関係者の懸念も考慮した。

（主な暫定決定事項）

IASBは、このプロジェクトを作業計画に追加することを暫定的に決定した。基礎となる非金融商品項目が次のようなものであるPPAsの影響を財務諸表がどのように受けるのかをよりよく反映するために、IFRS第9号に狭い範囲の修正を行うことができるかどうかを検討するものである。

- a. 経済的に貯蔵することができない。かつ、
- b. 当該項目が売買される市場構造によって決定される短期間のうちに消費するか又は販売する必要がある。

IASBのリサーチは次のことに焦点を当てることとなる。

- a. IFRS第9号における自己使用の例外のフィジカルPPAsに対する適用
- b. バーチャルPPAsをヘッジ手段として使用した、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項の適用

IFRIC Update 2023年6月

IASBは、2023年6月のIFRS-IC会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は2023年6月のIFRIC Updateで公表された。

IASBは何も決定を求められなかった。

【7月26日（水）】

基本財務諸表

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2020年9月をコメント期限として公表した。公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）を置き換えることになる。

2021年3月から公開草案における提案の再審議が開始されており、2022年9月から12月にかけて、IASBは、暫定決定事項を中心に、的を絞ったアウトリーチを実施し、2023年1月に再審議計画が提示されるとともに、再審議が継続され、2023年6月のIASBボード会議で概ね審議が完了した。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、今後公表するIFRS会計基準書（本基準書）に関して議論した。

- 再公開の要件
- 経過措置及び発効日
- デュー・プロセスの要求事項

本基準書はIAS第1号を置き換えるものとなる。

（主な暫定決定事項）

再公開の要件に関する検討

IASBは、「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件について検討した。IASBは、本基準書について提案を再公開せずに公表することを決定した。

経過措置及び発効日

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 本基準書を2027年1月1日以後開始する事業年度に適用することを要求する。
- b. 本基準書をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを企業に要求するという公開草案の提案を確認する。

- c. 本基準書で要求されている見出し及び小計のそれぞれを本基準書の適用初年度の要約期中財務諸表において表示することを企業に要求するという公開草案の提案を確認する。この要求は、IFRS 会計基準の初度適用企業にも適用される。
- d. 本基準書の適用初年度において、IAS 第1号を適用して表示される純損益計算書の各科目と本基準書を適用して表示される各科目との調整表を開示することを企業に要求する。この開示は、IAS 第8号の第28項(f)で要求されている開示を置き換えることとなり、次のようになる。
 - i. 本基準書が初めて適用される期間の直前の比較対象期間について要求される。
 - ii. 本基準書が初めて適用される報告期間については、認められるが要求はされない。
 - iii. 上記(i)で定めている比較対象期間以外に表示する比較対象期間については、認められるが要求はされない。
- e. 文案作成の条件付で、本基準書の適用初年度における期中報告期間に係る期中財務諸表において表示する純損益計算書の科目について、(d) (i)に記述している調整表を開示することを企業に要求する。

IASB はまた、追加的な比較対象期間について表示する金額の修正再表示について経過的な免除を設けるかどうかを検討することも決定した。

デュー・プロセスの要求事項

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、本基準書の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。本基準書の公表に反対票を投じる意向を示したメンバーはいなかった。

(今後の予定)

IASBは本基準書の書面投票プロセスを開始する。IASBは今後の会議で文案作成プロセスにおいて生じる整理論点について議論する

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

(背景)

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項

目において「公開草案」という。)を、2022年1月をコメント期限として公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。IASBは公開草案へのフィードバックを踏まえ、2022年4月から再審議を開始した。

2023年6月のIASBボード会議では、概ねの議論が完了し、今回の会議では、公表予定の基準書についての書面投票プロセスを開始すべきかどうか検討することとされた。

(今回の会議における主な論点)

IASBは、今後公表するIFRS会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」について議論した。

(主な暫定決定事項)

発効日及び経過措置

IASBは、本会計基準書の発効日及び本会計基準書への移行について議論した。

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 適格な子会社が本基準書を2027年1月1日に適用することを認める。
- b. 適格な子会社が本基準書を早期適用することを認め、早期適用する子会社にはその旨を開示することを要求する。
- c. 比較情報に関する提案（公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の第10項から第11項に示されている）を確認する。適格な子会社が、当期において本基準書を初めて適用することを選択するか又は本基準書を適用しないことを選択するかのいずれかの場合に提供することを要求されるものである。

また、IASBは次のようにした。

- a. 公開草案が開発されて以降に他のIFRS会計基準書において公表された開示要求は、依然として適用されることを確認した。
- b. 適格な子会社が本基準書を早期適用するがIFRS会計基準書「全般的な表示及び開示」は早期適用しない場合に要求される開示を定めることを決定した。

デュー・プロセス

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、本基準書の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

本基準書の公表に反対票を投じる意向を示したメンバーはいなかった。

IASBは、暫定的な決定によって改訂された後の公開草案の提案の再公開は必要ないと決定した。

（今後の予定）

IASBは基準書を2024年前半に公表する見込みである。

持分法

（背景）

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）における持分法会計について、IASBは2020年10月のIASBボード会議にて、適用上の疑問点に対処することを決定し、その後以下のステップで検討が進められている。

- ステップ1：持分法適用に際しての疑問点を特定する。2021年3月のIASBボード会議で疑問点の選定プロセスが議論された後、同年10月のIASBボード会議で、上記選定プロセスに従って選定された疑問点のリストが提示された。
- ステップ2：IAS第28号の基礎となる原則を特定する。2021年6月のIASBボード会議で議論が行われた。
- ステップ3：上記原則を適用上の疑問点に適用する。2022年4月のIASBボード会議で議論を開始した。

上記のステップに従い、2023年4月時点でプロジェクトの範囲における大多数の適用上の疑問点に対して暫定決定が行われたことから、2023年4月のIASBボード会議において、次の暫定決定が行われている。

- a. 持分法のリサーチ・プロジェクトを基準設定の作業計画に移す。
- b. 協議グループは設置せず、諮問機関の専門知識を引き続き利用する。
- c. 本プロジェクトの目的を更新し、次のとおりとする。

IAS第28号に示されている持分法に関しての適用上の疑問点に対する回答を、可能な場合にはIAS第28号から導き出された原則を用いて開発する。

また、IASBは次のステップとして公開草案の公表に向けて作業することも決定し、2023年6月のボード会議から適用上の疑問点として残っている論点について審議を

継続している。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IAS 第 28 号に示されている持分法についての適用上の疑問点についての議論を継続し、公開草案の公表に向けて次の論点について審議が行われた。

- 関連会社に対する投資の減損
- IASB の暫定的な決定を選択されなかった適用上の疑問点に適用することの含意

（主な暫定決定事項）

関連会社に対する投資の減損

IASB は、IAS 第 28 号の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 28 号の第 41C 項において、「取得原価」という用語を「帳簿価額」に変更する。
- b. 減損の客観的証拠として、投資者が関連会社に対する追加持分に対して支払う購入価格、又は持分の一部についての売却価格が、当該持分の購入日又は売却日における関連会社に対する投資の帳簿価額よりも低いことを追加する。
- c. 「著しいか又は長期にわたる」という用語を削除する。

IASB の暫定的な決定を選択されなかった適用上の疑問点に適用することの含意

IASB は、本プロジェクトの範囲を、これまでに行った暫定的な決定によって解決されたと考えられる 5 つの適用上の疑問点を追加することによって拡大することを決定した。

（今後の予定）

IASB は本プロジェクトについての議論を継続する。これには、開示要求の考え得る改善、及び持分法で会計処理される関連会社に対する投資以外の投資に暫定的な決定を適用することの含意が含まれる。

引当金

（背景）

IASBは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS第37号」という。）について、次の3つの的を絞った改善を行うプロジェクトを作業計画に掲げている。

- a. IAS第37号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせる。
- b. 引当金を測定する際に含めるべきコストを明確化する。
- c. 引当金についての割引率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか）を定める。

上記cに関して、2022年10月のIASBボード会議で議論を開始し、今後の暫定的な決定を行う前に、諮問グループのいくつかから意見を求めることとされた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、IAS第37号の考え得る修正について議論した。これらの修正は次のことに関するものである。

- 引当金についての割引率
- 引当金を測定する際に含めるべきコスト

（主な暫定決定事項）

割引率 — 利害関係者のフィードバック

IASBは、IAS第37号の範囲に含まれる引当金についての割引率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映されるリスクに含めるべきかどうか）に関しての利害関係者のフィードバックについて議論した。

IASBメンバーは、IAS第37号の修正に対する4つのアプローチのうちどれを、利害関係者のフィードバックに対応してさらに追求したいと考えるのかについて見解を示した。

IASBは何も決定を求められなかった。

引当金を測定する際に含めるべきコスト

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 義務を決済するために必要となる支出には、当該義務の決済に直接関連するコストが含まれる。

- b. 義務の決済に直接関連するコストは、次の両方で構成される。
 - i. 当該義務の決済の増分コスト
 - ii. その種類の義務の決済に直接関連するその他のコストの配分額

（今後の予定）

IASB は、IAS 第 37 号の考え得る修正について引き続き議論する。

【7月27日（木）】

探掘活動

（背景）

IASBは、2015年のアジェンダ協議において、企業の探査及び評価（Exploration and Evaluation: E&E）の支出の会計処理には多様性があるというフィードバック及びIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS第6号」という。）の開示要求は利用者のニーズを満たすには不十分かもしれないというフィードバックを受けた。これを踏まえてIASBは、IFRS第6号を修正又は置き換えるためのプロジェクトを開始するかどうかを決定するのに役立つ情報を収集することを目的とした新たなリサーチ・プロジェクトを開始した。2021年9月のIASBボード会議において、IFRS第6号の2つの側面（a. より有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、E&Eの支出及び活動に関する開示目的及び開示要求を改善するための要求事項又はガイダンスの開発、b. IFRS第6号の暫定的な位置づけの解消）を探求することが決定され、2022年3月のIASBボード会議では、本プロジェクトを以下のように進めることが決定された。

- 第1フェーズ 2018年以降に受領した開示関連のフィードバックのデスクトップレビュー
- 第2フェーズ 利用者、作成者及び監査人への限定的なアウトリーチ
- 第3フェーズ 各国の基準設定主体への限定的なアウトリーチ

2022年9月のIASBボード会議では、第1フェーズからの発見事項、開示の提案及び追加的なリサーチの計画が議論された。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、企業の探査及び評価の支出及び活動に関する開示を改善する方法の提案に関する利害関係者のフィードバックについて議論した。これらの提案には、財務諸表利用者が次のことを行うのに役立つ可能性のある情報を利用可能にすることが含まれていた。

- a. 企業が探査及び評価支出をどのように会計処理しているのかを理解する。
- b. 探査及び評価支出についての会計方針が異なる企業を比較する。
- c. 企業の探査及び評価活動のリスク及び不確実性を理解する。

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、次のような修正を提案すべきかどうかを決定する。

- a. IFRS 第6号における企業の探査及び評価支出に関する開示目的及び開示要求を変更する。
- b. IFRS 第6号の暫定的な位置付けを削除する。
- c. IFRS 第6号の第13項及び第14項を削除する。

別紙 スケジュール

7月25日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4） （予定 90分→110分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90分→50分）
12:45-13:45	休憩
13:45-15:15	企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90分→75分）
15:15-15:30	休憩
15:30-16:45	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 75分→75分）

7月26日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 90分→145分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:15	開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31） （予定 60分→60分）
12:15-13:15	休憩
13:15-14:45	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 90分→65分）
14:45-15:00	休憩
15:00-16:30	引当金（アジェンダ・ペーパー22） （予定 90分→65分）

7月27日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

	(予定 90 分→80 分)
--	----------------

以 上